

議案第 5 1 号

長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長久手町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者</u>（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が_____配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むもの_____の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 （略）</p>

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、長久手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年長久手町条例第18号)第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を

養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3. 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認

<p>等)</p> <p><u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u></p> <hr/> <p>_____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p><u>第17条の4</u> （略）</p>	<p>等)</p> <p><u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p><u>第17条の3</u> （略）</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、この条例の施行の日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 法律の改正に伴い、条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定を追加すること。(第17条の2関係)
- (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対して、3歳になる1年前の間に制度案内、意向確認等の規定について追加すること。(第17条の2関係)
- (3) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年10月1日から施行するものとします。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行するものとします。
- (2) 附則第2項に経過措置を規定するものとします。